

質問回答書

契約番号 _____

件 名 第 26 回参議院議員通常選挙に係る仮設投票所（第 20 投票区）の賃貸借

	質 問	回 答
1	仕様書 4 履行期間 撤去期間 ユニットハウス本体（付随する設備を含む）投票所翌日 例 7 月 11 日（月）との記載ですが、当日の「作業可能時間をご指示ください。 （例 作業時間 ○○：○○～○○：○○まで）	投票日翌日（7 月 11 日想定）の作業可能時間は、原則 8：00～22：00 です。 但し、仮設投票所内に選挙物品及び廃棄物が残置されており、そちらの回収予定時刻は投票日翌日の 8：00～9：00 頃となっています。 ※仮設投票所内の一部スペースにまとめて残置予定。
2	上記 1 の質問に追記致しますが、ご指示いただいた作業時間内に終了出来なかった場合、ペナルティー等がありますか。	投票日 2 日後（7 月 12 日想定）の 6：00 までに、ユニットハウス本体（付随する設備を含む）の撤去を完了していただく必要があります。 上記 1 に提示した作業時間外に作業が必要な場合については、契約決定後、別途協議して定めることとします。
3	仮設投票所 レイアウト 前回と規模・出入口及びスロープ・窓の位置は前回と変更されていますが、間違いありませんか。	前回選挙（令和 3 年 10 月 31 日執行 衆議院議員総選挙）と比較して、規模を変更しております。それに伴い、出入口、スロープ、窓の位置等を変更しております。 但し、仕様書 9-1 一般事項に記載の通り、具体的な設置位置等については、契約決定後、別途協議して定めることとします。